

千曲市まちづくり基本条例【逐条解説(改訂版)】(案)に関する 意見募集結果

総合政策課

1. 実施期間 令和 7 年 1 月 7 日(火)から 2 月 6 日(木)

2. 応募者 2 名

3. 意見数 7 件

4. 意見の概要、意見に対する市の考え方

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
	これまで、よく理解できていなかった用語等の意味がわかったり、市民としてどのように行政にかかわったらいのかかわかったりと、大変、勉強になりました。 具体的にわかりやすく、今の国や県、千曲市の現状に即して変更していただき、感謝申し上げます。	—
1	貧困、虐待だけではなく、不登校児童生徒の増加についても大きな課題であると考えます。不登校児童生徒の増加について加えていただくことは可能でしょうか？	「子どもの貧困や児童虐待の深刻化など」を「児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラーなど子どもを取り巻く環境が悪化し、不登校も増加している中」に変更します。
2	また、子どもたちの声を聞くことはもちろんですが、その前に、まずは、上記の子どもたちが置かれている状況やそもそもの子どもの発達について、学校、地域、行政ともに正しく理解することも必要だと考えます。	ご指摘はごもっともであります。子どものまちづくりに参加する権利を規定するものですので、条文の趣旨から離れてしまい、条文の解説ではなくなってしまうので、ここでの記載は適切ではないと考えます。ご理解願います。
3	解説のところでパブリックコメントについて記載されているが、パブコメ実施は、すでに審議され、内容がほとんど固まった状態(最終段階)で公表されるため、専門家でない限り、市民の意見が通ることは少ないのではないのでしょうか？ 本当に市民の声を聞くというパブコメを求めるなら、もう少し早い段階で計画に反映される余地を持って公表し、意見を求めるようなことをしないと、形式的になり、制度として形骸化してしまうのではないのでしょうか？	千曲市パブリックコメント手続要綱第 5 条第 1 項において「計画等の決定を行おうとするときは、当該計画等の案を適切な時期に公表するものとする」とあり第 7 条第 1 項において「計画等の案を公表した日から 30 日以上期間を設けて、市民から意見を募集しなければならない」と規定されていることから、しっかりとした案を固めてからパブリックコメントを行うこととなります。 なお、計画策定段階の市民参加については審議会の委員に市民の有識者や公募市民を委嘱することにより、市民の意見や要望を計画等に反映させています。 また、パブリックコメントで出された市民の意見が通らないということはありません。計画等の内容をより良いものとするため、いただいたご意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、いただいた意見に対する市の考えを公表することとしています。

4	千曲市地域防災拠点・道の駅整備事業の基本構想(案)のパブリックコメントに意見を提出したが直接関係がないと判断され不採用になった。条例等に違反するものである。	千曲市まちづくり基本条例逐条解説の改訂に対するご意見ではないため、ここでの回答はできかねます。 市政への意見・提案については、以下からお寄せください。 「市政へのご意見・ご提案」HP ヘリリンク
5	千曲市まちづくりアカデミー要綱(平成 27 年 6 月 1 日告示第 38 号)の根拠となる条例は何か。	
6	千曲市まちづくりアカデミーアドバイザーの活動実績はどこで公表しているのか。	
7	泉虎吉氏をアドバイザーとした理由は何か。また、東京で開催された「長野県千曲市を肴に、ゆるっと飲み会。」の費用はどこから支出したのか。	